連絡協では伊方町や八幡浜市で街頭宣伝を行い、四電社長あてに下記の「抗議ならびに要求書」を送った。また松山でも、市民グループが、カネや太鼓、手作りの竜まで交えた愉快なデモを市内の目抜き通りで繰り広げた。（チェルノブイリ原発事故から三年、増々、放射能汚染の実態と住民の被害状況が明るみになってくるたびに、また伊方原発が大事故寸前の様相を見せていることを考えると、先祖代々受け継がれてきたこの土地が、白い巨大な塔を残して無人化していく日も遠くないことを強く感じさせる。

炉心溶融を起こしたＴＭＩ事故から一〇年、爆発したチェルノブィリ原発事故から三年、今や日本を除いて世界は、原発からの撤退を具体的に歩み出した。伊方原発の大事故による取りかえしのつかない状況をつくり出す前に四国電力は、他の電力会社に先がけ原発の撤去を決断する時がきている。

福島第二・３号炉の再循環ポンプの事故は、軸受けを取り付けているボルトが緩るみ、脱落したことから始まった。この結果、福島第二・３号炉は炉心溶融の一歩手前までいったのである。しかも、ポンプの異常振動が起こり、針は振り切れた。それでも原子炉は停止しないで定期検査まで強引に運転を続けたために、あわや炉心溶融という事態に至ったのである。

まぎれもなく伊方一号炉の変流翼取り付けボルトのひび割れがあるにもかかわらず、五月の定期検査まで「大丈夫」とする四国電力の「安全無視」、「経済性優先」の姿勢は、東京電力のそれと全く同じである。その結果招く事態は、半径三〇ｋｍはおろか、半径一〇〇ｋｍに近い地域が無人化する。

かけがえのない生命と大地を守るために、欠陥炉である伊方一号炉、および二号炉の撤去と、三号炉の建設中止を強く要求する。

一九八九年四月二六日

伊方原発反対八西連絡協議会会長　広野房一

四国電力株式会社社長　山本　博　殿）

核燃料搬入に連帯行動

四電は４月１４日伊方原発に、大阪府熊取町の核燃料工場からの燃料を搬入。八西連絡協は、労組や社会党などとともに約１００人でゲート前で１時間半にわたって抗議し「住民不安の元凶の原発への燃料搬入は許せない」との抗議文を原発側に手渡した。一方、大阪では、約６０人の反原発グループの人たちが、深夜から早朝にかけ、燃料輸送車と輸送船を監視するという行動に参加した。

会計報告（89.4／1 ～ 5／9）

収入	
会　費	58,000
ニュース購読料	51,000
コピー代金	16,840
計	125,840
支出	
ニュース印刷代	27,000
振替手数料	350
郵送料	10,127
資料費	6,170
２号炉公判援助費	30,000
ゼロックス・リース料	10,300
ゼロックス・コピー料	18,969
計	102,916
差引	22,924
積立金合計	2,334,353

伊方訴訟ニュース

第189号

1989年5月20日

伊方原発訴訟を支援する会　連絡先〒530 大阪市北区西天満４－９－15 第一神明ビル
藤田法律事務所☎06－363－2112 口座大阪３－48780

２号炉第３７回公判

福島原発再循環ポンプ大破損事故は伊方の１次冷却材ポンプの危険を教えている

４月２２日、松山地裁玄関前の列の中には、前回と違って、背広姿の四電関係者の姿はチラホラ。四電の動揺のあらわれか？

定刻に開廷。裁判長が陪席判事の交替を告げた後、原告席から近藤さんが立ち、昨年の１０月に国側が提出した釈明書を痛烈に批判。

「昨年の出力調整実験は、本件審理と無関係というが、内田安全委員長も『これは設計の基本方針に含まれている』と言明しているものが、どうして対象にならないのか。

また、『航空機の墜落については審査していた』というが、米・日空軍機の訓練空域でない、とした根拠や、当時の審査基準など、何一つ具体的に答えていない。裁判長から、ちゃんと釈明するよう指示してほしい」と。

裁判長は国側に「原告から希望が出ているが」と尋ね、国側も「釈明の要なしと思うが再度検討する」と答えざるを得なかった。

こうしたやりとりの中で、浪下さんの発言をとらえた裁判長は、浪下さんに退廷を命じたが、原告らが口々に、少し衝動的な発言をしたからといって退廷させるのはおかしいと抗議し、いつのまにかウヤムヤとなる。

ついで平井さんが立ち、手書きの部厚い準備書面を陳述する。平井さんは、日本中に大きな衝撃を起こしている東京電力福島第２原発３号炉での再循環ポンプ大破損事故を取り上げ、その内容と問題点とを詳細に説明。そして、それと比較しながら、同じように原子炉に直結し、機能も構造も似ている伊方の１次冷却材ポンプを、これまた、東京電力と共通した経済優先・安全軽視の姿勢で四電が扱っている危険を厳しく指摘した（次号以下に書面の全文を掲載する予定）。

裁判官らも平井さんの説明を、書面を繰りながら神妙に聞いている。「このような危険な１次冷却材ポンプについて、何一つ具体的に審査しないままの許可は、当然、取り消すべきである」と平井さんがしめくくると、法廷内に大きな拍手。次回公判は７月１３日に。

予定を早め１号炉を停止

１次冷却材ポンプ内にひび割れたボルトをかかえたまま、６月に予定している定期検査まで、強引に運転を続けていた伊方１号炉に対し、前号で報告したように、伊方原発ゲート前での座り込みや抗議行動が行われ、４月３日からは、四国各地から（以下９頁に）

原告準備書面

ーチエルノブイリ事故の教訓ー

（1989年1月20日提出）

（その4）

(十) 本件伊方2号炉などでも大事故になる要因はいくらでもある。

最終報告書が、いかに反住民、反国民的なものであるかを述べてきたが、前出の佐藤氏もいうように、まだ他にも大事故の要因はいくらでもあるが、いずれ改めて訴えることにしたいので、ここでは詳しく述べるのを避けるが、いま問題となっているものに、

(1) スクラム失敗事故
(2) 大配管ギロチン破断事故
(3) ＥＣＣＳの配管破断事故
(4) 一次系配管破断事故
(5) 機器冷却水の喪失事故
(6) 蒸気発生器細管事故
(7) 電源喪失事故
(8) 制御系配線の損傷事故
(9) 流量喪失事故
(10) 冷却材ポンプの破壊事故
(11) 圧力容器はじめ各機器の脆性破壊事故
(12) 人的要因事故
(13) 火災事故
(14) 航空機墜落事故
(15) 地震など自然災害による事故

等主なものだけでもこのようにあるが、原発では約３０００万点にものぼる部品や機器が複雑に組合わされているだけに、少し古くなれば、いろいろな事故の絶間がなく、本件など伊方原発でも、発表されたものだけでも次のようにあるのである。

(十一) 既に起こった伊方原発１、２号炉の、事故の概要について。

号	年月日 発生	年月日 公表	事故の概要
1	51. 10. 14	51. 10. 16	燃料集合体の装荷作業中制御棒１６本曲がる事故。四国電力の技術的能力がとわれる。
1	52. 7. 19	52. 7. 19	タービンへの蒸気入口部分の加減弁から大量の蒸気モレ、運転止める。県への報告５時間おくれる。
1	53. 10. 3	53. 10. 4	定検後わずか２ケ月、一次冷却材ポンプ軸封部シール部から一次冷却水が多量にもれ運転停止、放射性ガス大気中へ放出。又県への報告１１時間もおくれる。
1	?	53. 12. 14	53. 10. 3 からの事故中、原子炉内の一次冷却水の放射能濃度が異常に高くなり、２名以上の労働者が被曝したとの内部告発をうけ、独自調査をして、燃料棒に損傷の疑いありと、私たち原告住民が加わっている伊方原発反対八西連絡協議会が公表する。
1	?	54. 4. 5	制御棒クラスタ案内管のたわみピンに損傷発見、全数取替えた。材質に欠陥があるといわれる。定検中
1		54. 5. 22	制御棒クラスタ案内管支持ピンに損傷発見。定検中
1	?	54. 5. 26	燃料集合体一体に損傷ありと発表。前年来たれながしのまま運転。
1		54. 8. 31	給水ブースタポンプ差圧スイッチの誤作動で給水ポンプ停止。報道に対する公表があったかどうか不明であるが、伊方町の事故記録より確認。
1	55. 4. 12		一次冷却材入口エルプスプルッタ（整流板）ひび割れ４枚中３枚。県への報告１ケ月怠る。定検中。
1	55. 1.ごろ	55. 6. 25	１月ごろより一次冷却水中の放射能濃度が通常の１０倍以上も高いのを放置したまま運転をつゞけ、４月からの定検で燃料棒の損傷を発見し一ケ月おくれて県へ報告し、さらに１ケ月おくれて県が公表。
1	55. 8. 27	55. 8. 27	送電線に落雷、原子炉自動停止。
1	55. 9. 19		定検後１０日にして一次冷却水中の放射能濃度が通常の１０倍上昇。
1	56. 4. 6		一次冷却水中の放射能濃度が異常に上昇。
1	56. 6. 3		一次冷却水中の放射能濃度異常に上昇。愛媛１００倍、朝日数千倍、新愛媛、毎日、読売1,000倍と報ず。
		56. 10. 6	右３件について燃料棒二体に損傷と発表。定検中。
1	56. 10. 21	56. 10. 21	蒸気発生器細管の防振具取付部に損傷、高温水細管が摩耗、作業６名被ばく、伝熱管９本施栓。定検中。
	?	57. 3. 26	定検後わずか３ケ月後にて一次冷却水中の放射能濃度通常の１０倍に上昇。
		57. 10. 21	右の件燃料棒の損傷と確認。定検中。
1		57. 11. 16	蒸気発生器伝熱管の管板拡管部に損傷１３４本。定検中。
2		58. 5. 9	タービン軸の異常振動により運転停止。定検中。運転再開してわずか４日目である。
2		58. 6. 6	一次冷却水中の放射能濃度が通常の２０数倍上昇（定検後７日目）。
		59. 7. 9	燃料棒一体に損傷を確認と発表。定検中。
1	?	59. 2. 17	タービン翼溝に亀裂２５０ケ所見つかる。定検中。
1		59. 3. 14	蒸気発生細管にひび割れ３２本。定検中。
1		60. 7. 11	蒸気発生細管に損傷６本。定検中。
1		61. 10. 23	蒸気発生細管に損傷１２本。定検中。

1		61. 11. 13	復水器細管損傷、約１０００本取替。これまでに第３回定検で１７０本、第６回定検で８００本を取替ているので合計１９７０本となる。定検中。
2		62. 1. 31	燃料集合体上部にある板バネ留金具が破損して落下。定検中。
2		62. 2. 3	発電用低圧タービン用蒸気シール板１７枚損傷（この事故原因は金属被労であると立入調査した県がいう）定検中。
1			制御棒２９体全部に異常、そのうち摩耗や膨張の大きい１２体とりかえ。定検中。
2			変流翼しめつけボルト４８本中２１本に損傷、全部とりかえ。定検中。
1			変流翼しめつけボルトに損傷があることを認めながら、運転強行。
		63. 6. 25	本件伊方２号炉々心よりわずか８００米の至近距離に、米軍大型ヘリ墜落全員死亡。
		56.	伊方原発周辺海域における魚の大量死。四国電力挙証責任怠る。県の委嘱をうけた学者も原発を調査する必要をみとめる。
		58.	伊方原発周辺海域における魚の大量死。 } 四国電力挙証責任怠る。県の委嘱をうけた学者も原発を調査する必要をみとめる。
		60.	〃
2		62. 10. 19	} 危険を犯して全く秘密裡に出力調整実験を行った。
		20	
		21	
2		63. 2. 12	地元住民はじめ国民的な反対の中で出力調整実験を行う。

さてここにとりあげた事故をみると、１号炉に比べて２号炉が少ないのであるが、営業運転が５年も遅れていることもあるが、私たちやマスコミが事故といっていたものが事故でなくなり、発表されないのではないかといわれている。

ところで原発事故といえば、事故とか大事故というのが常識であるが、被告国側の方では、想定不適当、仮想、重大、事故、故障、軽微な故障、そして、かっては大々的に報道

されていた燃料棒の損傷事故（ピンホール）は、軽微な故障にも入れられておらず、六段階あるいは五段階に格付けされているのである。

このような事故の格付けがどのような根拠でなされたかは知らないが、これが意図するところは、本件など伊方原発の相つぐ事故を地元住民や国民の目から覆い隠すためであることは間違いなく、事故を起こしたまま運転を強行して稼動率を高め、両々相俟って、危険な原発の安全を装うためであるのはいうまでもない。

又、事故のほとんどが定検中に見つかっていることであるが、一見、定検が確実に行なわれているようにみえて実はこれが問題なのである。なぜならば、事故が起こっているのがわかっていながら知らん顔をして運転をつゞけているか、あるいは、その両方の場合も多いことと思うが、これらは四国電力とこれを監督する被告国側が一体となって、事故を軽くみているよい証拠である。

しかしながら、この１つ１つの事故を真面目に検討してみれば、１つまちがえば大事故になる、あるいは、やがて大事故になるものがあったことはいうまでもないのである。

このことについて前出の上告理由補充書(二)の中で、

「事故については有名な『ハインリッヒの法則』というものがある。……ハインリッヒの法則とは、一つの大事故の背後には平均29件の大事故寸前の事故があり、そのまた背後に、何事もなく終ったものの、処置を誤れば、事故となり得た例が平均３００件あるというものである。

背後にある２９件とか３００件の数字は別にして、この法則の教訓は、一つの大事故の背後には、多数の前兆事象があり、一見なんでもない些細な事象の意味を真剣に考え、対処しないと、いずれ大事故を起こしてしまうというのである」という。

こうしてみると本件伊方２号炉でも、チェルノブイリ原発事故の原因となったような事も、さきに述べた１５の事故も、いつ起こっても不思議ではなく、原発の老朽化とともに、日常的な事故ももっと増えるだろうし、さすれば、本件でもチエルノブイリのような大事故が起こるのは、予期せざる偶然ではなく、予期しなければならない必然である。

本件伊方二号炉で大事故が起これば

チエルノブイリ原発事故では、原発関係者から三十一名の死者がでたといわれるが、事故による爆発が上空二千メートルにも達したことから、付近住民の被曝による急性死はなかったといわれるが、最終報告書によると、発電所周辺三〇粁圏内十三万五千人の避難民のなかから、被曝による致死的ガン発生数は、自然発生発ガン数の二％、約三〇〇人の死者がでると推定している。

しかしながら、この三〇〇人という数字は余りにも過少評価であるといわれ、ゴフマン方式によれば、約六〇〇〇人もの死者がでると推定され、それ以外は先程来述べてきたとおりである。

ところで本件伊方二号炉（一号炉も同じ）で、チエルノブイリ級の大事故が起これば、気象条件にもよるであろうが、風下約五粁（第一圏参考）までの地域で、約九八〇人の急性死があると推定され、三〇粁が妥当かどうかは別として、次の図で示しているように、三

〇粁の範囲、十七万四千人のなかで、チエルノブイリと単純に比例しても、約四千もの被曝によるガンの死者が推定され、そのうえ、五十粁までの土地も使用不能となり、当然ながら気象条件によって差異はあるものの、わが国だけでも三〜四十万の被曝によるガン死が推定されるのである。

昭和六二年六月一九日の準備書面でも述べ

第１図　発電所敷地付近地図

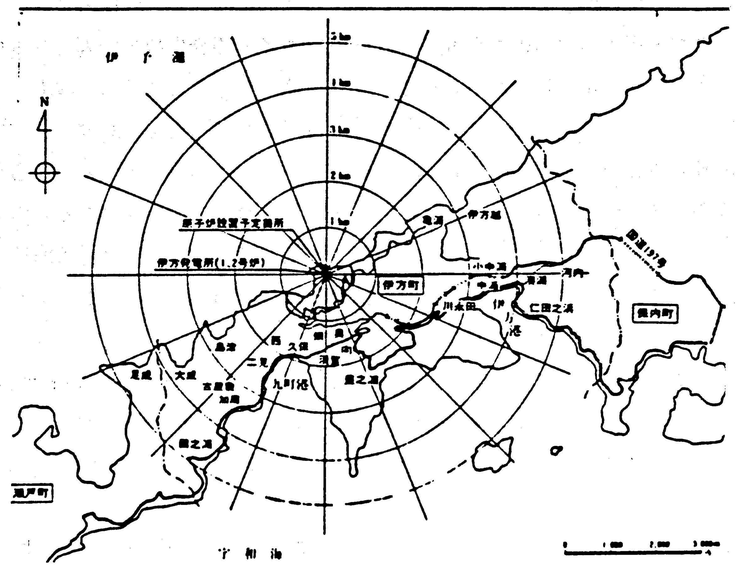

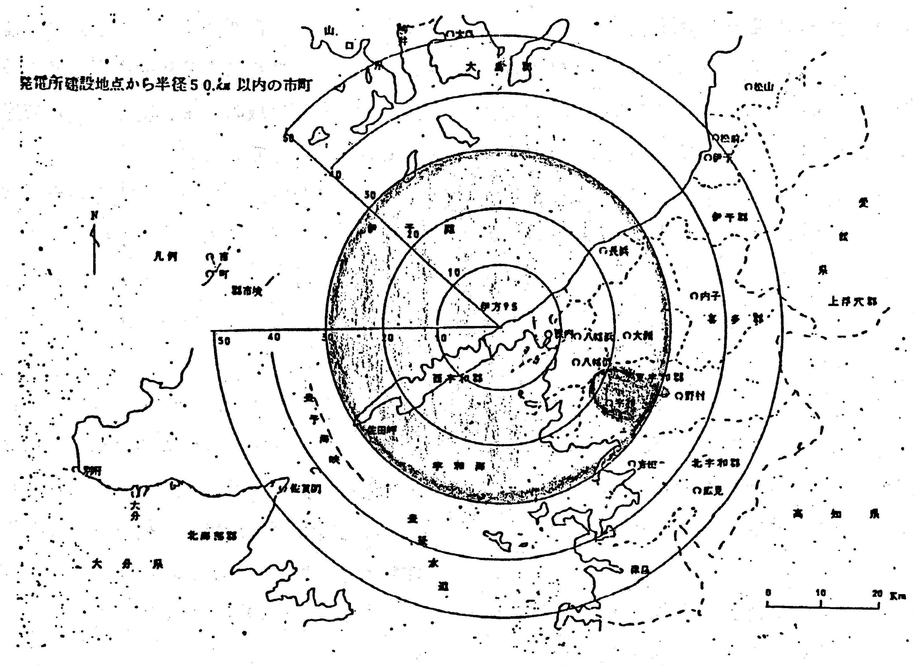

ているように、本件など伊方原発を中心とする三〇粁の範囲には約十七万四千人の住民がいるが、その中には、入院患者や寝たきりの人、あるいは重度身障者など介護を要する人が一万七千人弱、又中度身障者や老齢者、年金者など保護を要する人が四万五千人余もあって、チエルノブイリのように七〇粁も一〇〇粁も遠くへ避難するとなると、この地域にある救急車や患者輸送者合わせても十台あるなしとおもわれるが、自力で脱出できない人たちを置き去りにしていくのだろうか。

かりになんとか脱出したとしても、住居は、仕事は、医療は、教育は、どうなるだろうか。農家であれば、後に残してきた家蓄や農作物は、漁民であれば、船や網は、とにかく、住民の生活も地域経済も土台から崩壊してしまうのである。

また避難を免れたとしても、先にも述べたように五十粁までの土地、あるいは海が使用不能となれば仕事を奪われることになり、しかも本件など伊方原発から二十粁から三十粁の範囲の表流水を水源にしている野村ダムの水を飲んでいる人達は、たちまち生活ができなくなるのである。

だから、被曝による急性死や緩慢死、あるいは避難を免れたとしても、ここ（五十粁範囲）で生活ができないようになる人は約三十数万人にものぼるのではなかろうか。

このように、本件など伊方原発で、先ほど来述べてきたように、チエルノブイリ級の大事故が起これば、防災計画も何もないところで、住民は丸裸のまま事故にさらされるのである。

しかし仮りに防災計画があったとしても、三十粁、五十粁、あるいは、もっと広い範囲の住民の安全を確保できるようなものがないことは、チエルノブイリ原発をみてもわかるとおりである（甲二五号証ノ一七）。

ところで、昭和六三年五月二八日の毎日新聞によると、約六千六百億の費用をかけたアメリカのショーラム原発は、避難計画の不備を理由に、一度も操業することなく廃棄されるという。これに対し通産省資源エネルギー庁は、

「米国の原発認可システムは、日本が着工前の一段階方式であるのと違い、建設許可と運転許可の二段階に分れている。今回の場合は、住民の反対や自治体の理解が得られず、…日本では起こり得ないケースだ」といっている。

ところで、本件など伊方原発の場合、防災計画は安全審査もしておらず、もちろん住民の意見などただの一度もきいておらず、さきほど来いうように、住民を丸裸のまま事故にさらしているのだから、即刻廃棄すべきである。

結　び

私たち原告住民は、はやくから、「原発がほんとうに安全なものなら、電力を多く費う大都市へつくれ」と言ってきた。

この素朴ではあるが核心をついた訴えに対し、四国電力はもちろん被告国側も、いまだに答えていない。

又本件など伊方原発でも大事故が起こると予見してきた。だから、本件の設置許可に対して異議申立てを行い、本裁判に及んでいるのである。

以来、本件など伊方原発はじめ各地の原発で事故が続出し、加えてスリーマイル島原発

で炉心溶融事故が起こり、ついでチェルノブイリ原発で暴走事故が起こり、明日にでも、本件など伊方原発でも、スリーマイル島やチェルノブイリのような、いやそれ以上の大事故が起こるであろうといままで述べてきたところである。これは私たち地元住民だけでなく、今や全国民の九〇％ちかい人たちが、原発に不安を抱き反対をしているのは(四)でも述べたとおりである。

ところが、その国民の税金でもって、国民のために働かなければならない被告国側の人たちはその逆で、最終報告書をうけたその準備書面（二三）において、

「本件原子炉については、本件許可処分に際しての安全審査において、その基本設計ないし、基本設計方針にかんし、チェルノブイリ事故の要因となった前提条件が存在しないこと、及び、厳しい条件を仮定した反応度投入事象を想定しても、十分安全性を確保されていることを確認しているのである」と、伊方原発のある限り、夜もおちおち眠れないという地元住民や、国民の感情を逆撫でするようなことを言って、チェルノブイリ原発事故を教訓にするどころか反省もしていないのである。

しからば、それではきくが、本件には、チェルノブイリ事故の要因となった前提条件が存在しないというが、本件伊方二号炉の自己制御や格納容器で暴走事故をとめることができるという根拠があるのか。又、本件伊方二号炉の運転員も神ではなく、ただの人間である以上誤りを冒さないという保障がどこにあるだろうか。また人間が誤りを冒したとき、それを防ぐシステムが本件のどこに確立しているだろうか。本件はじめ我が国の原発で、人為ミスは起こらないという者があったとしたら、それはたんなる根拠のない願望か、原発の本質的、潜在的危険性を十分承知のうえで、大事故を予期して、責任を運転員に転嫁しようとする魂胆であろうということは、(九)で述べたとおりである。

また、本件伊方二号炉のすぐ傍に航空機が墜落したのは記憶に新しいことであるが、さきに（一〇）で指摘したようなことが明日にもないと誰が断言できるだろうか。また（一一）で述べているように、被告国側や四国電力では、これを無視、あるいは軽視している事故のうち、一つまちがえば大事故になる恐れがあるが、もしないと言う者があるとしたら、原告はじめ地域住民のことは念頭になく、国民の声を全く無視しているからである。

いずれにしても、本件伊方二号炉の安全審査にあたり、チェルノブイリのような大事故を想定せず、あるいは見落していたとすれば、それは安全審査の名に値せず、本件設置許可は取消されるべきであり、本裁判において強く求めるものである。

(十四) 釈明を求める事項

(一)乙準備書面（二三）の結論でいう、基本設計ないし基本設計方針について、法令上の根拠及び具体的事例をあげて説明せよ。（この件について、五七・六・九に原告側が釈明を求め、乙準備書面（一〇）において一応釈明はあったものの、これでは理解できないので改めて説明を求める。）

又、チェルノブイリ事故の要因となった前提条件を具体的に説明せよ。

又、本件安全審査の合理性に何ら影響をあたえるものでないとあるが、その合理性とは何か、具体的に説明せよ。

(二)ソ連原子力発電所事故調査委員会とは、公私いずれの立場か。公的立場であるとすれば、その委員はだれが任命したか。

(三)昭和六二年五月二八日(二)の調査委員会が報告書をだしているが、その当時の原子力安全委員会の委員の氏名略歴をあげよ。

(四)被告国側がチェルノブイリ原発事故にかんし、独自に調査したものがあれば明らかにせよ。

(五)本件伊方二号炉の安全審査を行う際、地元住民らの意見をきいていないのはなぜか。

（１頁から）交替でかけつけた人たちによって、高松の四電本社前での座り込みと、日曜ごとの市内デモが続けられ、全国各地からも四電への抗議電話などの支援が寄せられた。

こうした抗議行動の盛り上りと、福島原発での深刻な事態の進展に驚いた四電は、４月２６日、予定を早め５月２日に原子炉をとめ、定期検査に入ると発表した。四電の暴走を止めるため協力し合ってきた愛媛・香川の１３の市民グループは、同日、次の「抗議と要請の声明」を発表した。

（伊方原発１号炉の１次冷却材ポンプ変流翼ボルトが、破損したまま１年間も運転を続けたのは、私たちの命や財産より、事故の修理費や運転停止による経済的損失を優先した行為で、許すことはできません。

この１年間、１号炉が大事故を起こさずに済んだのは、福島第２原発３号炉再循環ポンプの破損事故にみられるように、ただ単に幸運だったにすぎない。

四電が、当初予定より早め５月早々に１号炉の定期点検をきめたのは、私たち四国四県をはじめ、全国の仲間が、１号炉の即時停止を求めた抗議や要請、あるいは四電本社前での２４日間にわたる長期間の座り込み、などの行動にいたたまれなくなった結果と受けとめている。

また、四電自らも、福島第２原発３号炉の事故の発生などで、危機感をいだいていた証しである。東京電力福島第２原発３号炉の事故を参考にすれば、疑わしい原発は、即停止点検するのが当然で、いまだに四電が稼動率を至上とする経営優先の原発運転方針から脱却しきれていないことを示すものである。

１号機の１次冷却材ポンプの変流翼取り付けボルトについては、大事故を誘因するものとして即停止点検を要望するし、ボルトのひび割れそのものが、原子力発電の安全性を根底からくつがえすものとして、即廃炉を要請する。

定検中、もしくは定検後に明らかになったボルトのひび割れ、その他の事項については、全ての資料を公開すべきである。

原発についての説明会の人数制限は、公益事業団体はすべきでなく、又、他電力会社も１０人という極端な人数制限を設けていない。開かれた説明会が開催されるまでは、今後とも、あらゆる機会を捉えて抗議を行う。

先般放映されたＮＨＫの一連の原発特集番組の中で明らかにされたように、推進はわずか８％、住民の８２％は原発に不安を感じているし、５５％の人が全廃又は撤退を求め、原発は人類の誤った選択であったという結果が明らかになっている。四国電力はこの事実を謙虚にうけとめ、人々の意向に逆らって偽りの安全宣言をすることなく脱原発を前提とした電力経営に転換することを要請する。）

一方、チェルノブイリ３周年を迎え、八西